

**改正**

平成30年3月29日告示第59号

大和市認知症カフェ運営費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、認知症カフェを運営する者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に規定する地域支援事業の一環として、予算の範囲内において運営費の一部を補助することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、認知症カフェとは、認知症の人及びその家族が、地域の人、専門家等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場をいう。

(補助対象)

**第3条** 補助の対象となる者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 1年以上継続して認知症カフェを運営する意思及び能力を有すると認められること。
- (2) 市内に主たる活動拠点を有すること。
- (3) 政治又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。
- (4) 活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものではないこと。
- (5) 本市の市税等に滞納がないこと（滞納があっても既に分割等で納付履行中又は分割納付誓約書を提出した場合を含む。）。

(補助対象事業)

**第4条** 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認知症カフェの運営であつて、次に掲げる条件に該当するものとする。

- (1) 市内に10人以上が活動できる屋内の拠点を設けること。
- (2) 年6回以上開催し、1回当たりの開催時間は2時間程度とすること。
- (3) 3人以上の従事者を確保すること。
- (4) 前号の従事者のうち、認知症の人及びその家族からの相談に対応できる人員（医師、看護師、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、介護支援専門員等の資格を有し、かつ、相談業務に従事した経験のある者）を1人以上配置すること。

(5) 営利を目的とするものでないこと。ただし、利用者から工作代等として低廉な価格を徴収することができるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

**第5条** 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金交付の申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請団体等の会則、規則等（申請者が個人の場合を除く。）
- (2) 申請団体等の概要がわかる書類（申請者が個人の場合を除く。）
- (3) 運営経費計画書
- (4) 前3号のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

**第7条** 補助金は、規則第6条第1項に規定する補助金交付決定通知書に基づく正当な請求書を受理した日から30日以内に概算払いで交付するものとし、規則第10条の規定による実績報告に基づき清算する。

(書類の整備等)

**第8条** 前条の規定による補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る帳簿類及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業が終了した会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(実施状況等の報告)

**第9条** 補助事業者は、実施状況報告書その他市長が必要と認める書類を、事業実施月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

- 2 当該年度において補助金の交付を受け、4月1日から9月30日までの間に事業を実施した申請者は、当該実施期間に係る運営経費収支報告書その他市長が必要と認める書類を、10月10日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第10条** 申請者は、規則第10条に規定する書類を、補助事業の終了後速やかに市長に提出しなければならない。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成30年3月29日告示第59号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第5条関係)

区分	補助対象経費	補助金の額
運営経費	食糧費、消耗品費、使用料、備品購入費その他事業の実施に直接必要な経費として市長が必要と認めたもの	120,000円、事業の実施回数に10,000円を乗じて得た額又は補助対象経費に係る実支出額から事業に係る収入額を控除して得た額のうち最も低い額

#### 備考

- 1 補助金の対象となる認知症カフェは、補助対象団体1団体あたり1か所とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### 別表第2 (第11条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	運営経費計画書	第6条
第2号様式	実施状況報告書	第9条
第3号様式	運営経費収支報告書	第9条